

競走馬ファンドへの 匿名組合の税務適用に伴う 出資と分配の方法について

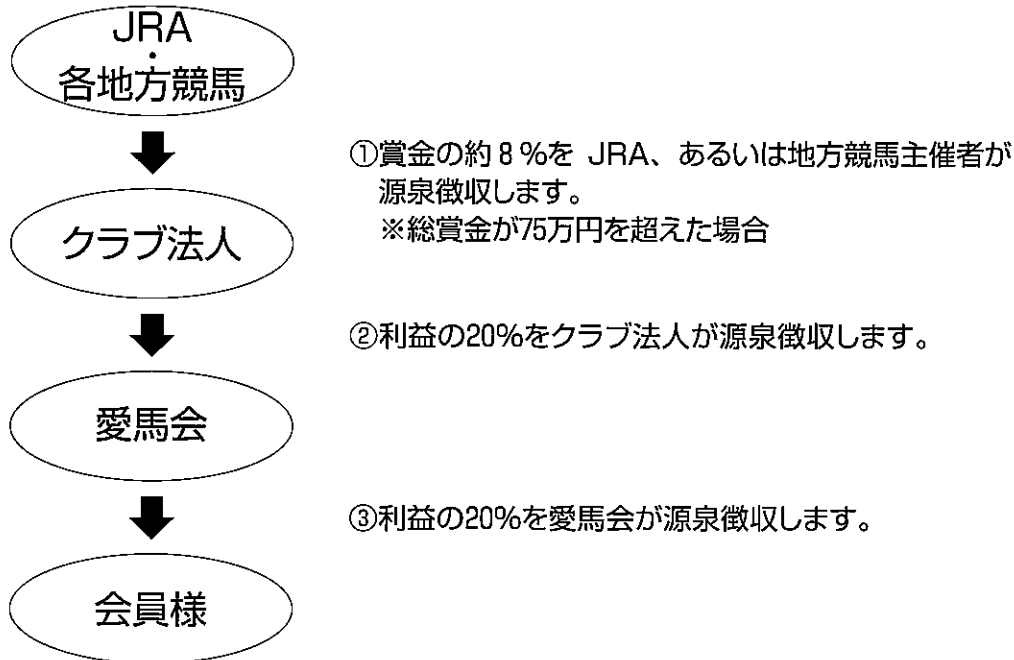
会員規約 {契約成立前(時)の交付書面}

平成23年9月1日発行・適用

有限会社シルク・ホースクラブ

課税についての概要

匿名組合では、源泉課税は次のように行われます。



しかしシルクホースクラブは、会員様の負担を最低限にするために…

1. ①と②については、源泉徴収された額と同額を補填し、会員様へのお支払いいたします。
2. 会員様には③の源泉のみ実施いたします。
3. 源泉③の対象となる「利益」部分を小さくする工夫として、追加出資金（これまでの維持会費）の支払い方法を複数設けています。

これは、税務について法律を遵守し、法律に従って支払う事は当然とし、その上でファンドの構成として源泉税の支払いと還付（源泉①と②）をそれぞれの対象者で完結させ、会員様へ影響を及ぼさないようするということでもあります。これにより結果的に以前はクラブ法人が還付を受けていた源泉①も会員様お支払いに含まれることとなり、お受け取りが増える可能性が高くなっています。

出資金の種類と出資方法

競走馬ファンドにおける出資金は、当クラブにおいては次の4種です。

なお、入会する際に必要な入会金（10,000円・税込み）、および一般会費（1月あたり3,150円・税込み、地方のみで初めて中央に出資したことがない場合は1月あたり1,050円）も、出資金として計上できます。（年間の収支明細に出資金として計上、報告します。）

①（競走馬）出資金

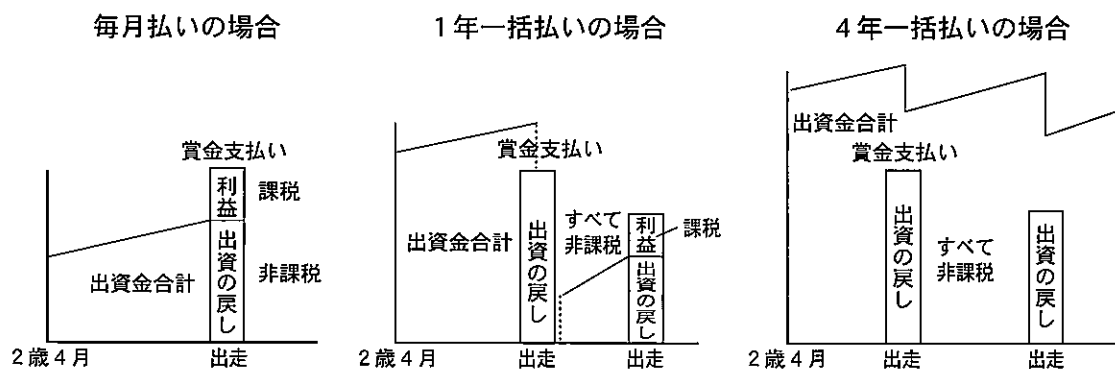
いわゆる馬代金のことです。価格はファンド（馬）毎にパンフレットに記されています。

支払い方法には一括払いと分割払いがあります。また出資に当たって補償証や割引証を使用することが出来ます。ただし、シルクホースクラブではどのような形で支払っても、出資した金額はパンフレットに記された募集価格となります。

②追加出資金A

いわゆる維持会費（預託料相当）で、ファンド1口・1月当たりJRAが1,200円、地方競馬が1,000円～2,000円です。19年12月までは毎月一月分をお支払いいただいておりましたが、20年1月よりこれまでの毎月払いに加えて、JRAの場合は1年一括払い、4年一括払いが選べるようになります。

★1年または4年一括払いを設けた理由は、後に述べる「出資返戻金」の範囲を初期に大きくするためです。



③追加出資金B

いわゆる保険料のことです。これまで同様馬代金の3.3%とし、年1回お支払いいただきます。
※地方の場合はありません。

④海外遠征出資金

出資馬が海外遠征をする際、その費用を賄うための追加出資金です。規約4の(4)参照

賞金等の支払い方法

競走馬ファンドは、会員の方と愛馬会法人、愛馬会法人とクラブ法人がそれぞれ匿名組合契約を締結します。(農林水産省通達)

従いまして、匿名組合の税務に従い、会員の方が賞金等の支払いを受けるまで、次のような源泉徴収が行われます。

- A. 日本中央競馬会 (JRA) あるいは地方競馬主催者がクラブ法人に賞金を支払う際の源泉徴収
* 総賞金が75万円を超えた場合。{総賞金 - (総賞金 × 0.2 + 60万円)} × 0.1
- B. クラブ法人が愛馬会法人に支払う際の源泉徴収
* クラブ法人が愛馬会法人に支払う利益 × 0.2
- C. 愛馬会法人が会員の方へ支払う際の源泉徴収
* 愛馬会法人が顧客に支払う利益 × 0.2

「利益」の計算方法

$$\text{利益} = \text{総支払い} - \text{出資返戻金}$$

「出資返戻金」の計算方法

$$\begin{aligned} \text{出資返戻金} &= \text{①競走馬出資金} \\ &+ \text{②追加出資金Aの支払い累計額} \\ &+ \text{③追加出資金Bの支払い累計額} \\ &- \text{④前月までの出資返戻累計額} \\ &- \text{⑤競走馬の出走月の簿価} \end{aligned}$$

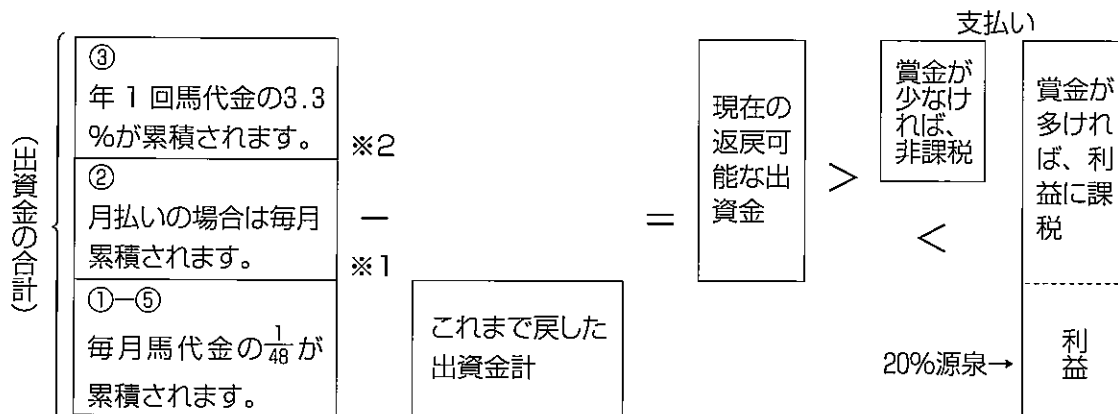
★⑤競走馬の出走月の簿価の計算式

$$\begin{aligned} \text{競走馬の出走月の簿価} &= \text{競走馬の募集価格} \\ &- \text{競走馬の募集価格} / 48 \\ &\times \text{2歳4月からの月数} \end{aligned}$$

以上の概念は次のように単純化できます。

$$\begin{aligned} \text{出資返戻金} &= \text{競走馬の募集価格} / 48 \times \text{2歳5月からの月数} \\ &+ \text{追加出資金Aの支払い累計額} \\ &+ \text{追加出資金Bの支払い累計額} \end{aligned}$$

そして、お支払いする賞金等がこの出資返戻金の範囲内なら課税されないということです。例えば、出資返戻金が5万円あって3万円の賞金配当があった場合は課税されませんが、7万円の賞金配当があった場合は2万円に課税されます。



そしてシルクホースクラブでは、JRA とクラブ法人が行う源泉税を補填して会員様に支払い、また競走馬出資金を募集価格で捉え、更に追加出資金を一括で払うことにより出資返戻金を大きく出来るようにして、ファンドを構築いたしました。(詳しくは規約をお読みください)

- ※1 JRA の馬については、②の支払い方法は複数の方法から選べます。
- ※2 地方競馬の場合はありません。

競走用馬ファンドの契約にあたって 《契約成立前(時)の書面交付》 記載例

発行：有限会社シルク・ホースクラブ
(作成年月日：平成23年8月31日)

《目次》

1. クラブ法人及び愛馬会法人…………… P 6	12. 商品投資販売契約等の種類並びに顧客の権利及び責任の範囲…………… P 10
(1) クラブ法人…………… P 6	(1) 商品投資販売契約の種類…………… P 10
(2) 愛馬会法人…………… P 6	(2) 顧客から出資された財産に関する顧客の監視権の内容…………… P 10
2. 顧客から出資された財産の運用形態…………… P 6	(3) 顧客から出資された財産の所有関係…………… P 10
3. 商品投資受益権の販売に関する事項…………… P 6	(4) 顧客の第三者に対する責任の範囲…………… P 11
(1) 入会及び出資申込の方法並びに出資金等払込の期日及び方法等…………… P 6	(5) 出資された財産が損失により減じた場合の顧客の損失分担に関する事項…………… P 11
(2) 商品投資受益権の名称…………… P 7	(6) 顧客から出資された財産に関する収益及び出資馬の売却に伴う代金の受領権…………… P 11
(3) 販売予定総額及び口数…………… P 7	13. 競走用馬ファンド(当該出資馬)から支払われる管理報酬及び手数料について…………… P 12
(4) 販売単位…………… P 7	14. 獲得賞金分配対象額の出資返戻金と匿名組合契約に基づく利益分配額への区分方法…………… P 12
(5) 出資申込期間及び取扱場所…………… P 7	15. 競走用馬ファンド(当該出資馬)の支払金に関する事項…………… P 12
4. 愛馬会法人が顧客から徴収する手数料及び追加出資金の徴収方法…………… P 7	(1) 支払金について(※前述「12.(6)①」に記載のとおり。)…………… P 12
(1) 一般会費…………… P 7	(2) 適用除外…………… P 13
(2) 追加出資金A(維持会費相当額)…………… P 8	16. 運用終了時(引退時)の支払について…………… P 13
(3) 追加出資金B(競走用馬保険料相当額)…………… P 8	(1) 精算金額の計算方法…………… P 13
(4) 海外遠征出資金…………… P 8	(2) 支払方法及び支払時期…………… P 13
5. 匿名組合損益の帰属…………… P 9	17. 顧客への運用状況の報告の方法、頻度及び時期…………… P 13
6. 顧客への利益分配額に対する課税方法及び税率…………… P 9	(1) 期間運用報告書…………… P 13
(1) 顧客が個人の場合…………… P 9	(2) 財産運用状況報告書・分配金及び出資金通知書…………… P 13
(2) 顧客が法人の場合…………… P 9	18. 競走用馬ファンド(当該出資馬)に係る資産評価に関する事項…………… P 13
7. 匿名組合契約(商品投資契約)期間に関する事項…………… P 9	19. 計算期間に係る競走用馬ファンド(当該出資馬)の貸借対照表及び損益計算書の書類に関する公認会計士又は監査法人の監査を受ける予定の有無…………… P 13
8. 匿名組合契約(商品投資契約)の変更に関する事項…………… P 9	20. 当該商品投資受益権に関する訴訟について管轄権を有する裁判所の名称及び住所…………… P 13
9. 匿名組合契約の解除に関する事項…………… P 9	21. 商品投資契約に係る法令等の概要…………… P 13
(1) 解約の可否及びその条件…………… P 9	22. 顧客が愛馬会法人の営業所において法第18条に規定する書面を閲覧できる旨…………… P 13
(2) 解約の方法…………… P 9	23. 当該出資馬の引退後の再登録について…………… P 13
(3) 解約申込期間…………… P 9	24. 地方競馬入厩予定出資馬の転籍について…………… P 14
(4) 解約によるファンドへの影響…………… P 9	25. 個人情報の取扱い及び利用目的の特定について…………… P 14
(5) クーリング・オフについて…………… P 9	26. 個人情報の開示、削除、修正について…………… P 14
10. 商品投資受益権の譲渡に関する事項…………… P 9	
11. 顧客から出資された財産の投資の内容及び方針に関する事項…………… P 10	
(1) 商品投資の内容及び制限…………… P 10	
(2) 借入れ、集中投資、他の商品ファンドへの投資及び流動性に欠ける投資対象への投資の有無…………… P 10	
(3) 当該出資馬の繰上げ運用終了の有無…………… P 10	
(4) 運用開始予定日について…………… P 10	
(5) 運用終了予定日について…………… P 10	
(6) 競走用馬ファンドの運用に係る計算期間…………… P 10	

競走馬ファンドは、元本が保証されているものではありません。

ご入会・ご出資の際には本書面をよくお読みいただき十分ご理解の上、お申し込み下さい。

1. クラブ法人及び愛馬会法人

(1) クラブ法人

- ・商号：有限会社サラブレッドオーナーズクラブ・シルク
- ・住所：東京都江東区亀戸2丁目44番2号403号室
- ・代表者：阿部 善武
- ・登録番号：関東財務局長（金商）第1591号
- ・資本金：1,000万円
- ・主要株主：阿部善武
- ・他にしている事業：該当なし

(2) 愛馬会法人

- ・商号：有限会社シルク・ホースクラブ
- ・住所：東京都江東区亀戸1丁目29番6号
- ・代表者：阿部 幸也
- ・登録番号：関東財務局長（金商）第1601号
- ・資本金：5,000万円
- ・主要株主：月電工業株式会社
- ・他にしている事業：該当なし

2. 顧客から出資された財産の運用形態

顧客から出資された財産により取得した競走用馬（本書面において「当該出資馬」という。）は、愛馬会法人から日本中央競馬会又は地方競馬全国協会に馬主登録のあるクラブ法人に匿名組合契約に基づき現物出資され、当該クラブ法人により日本中央競馬会及び地方競馬主催者（本書面において「日本中央競馬会等」という。）その他海外の競馬に出走させて得た賞金等から諸経費を控除した額（本書面において「獲得賞金分配対象額」という。）を、クラブ法人は愛馬会法人に対して支払い、支払いを受けた愛馬会法人は、当該支払額を出資割合に応じて算出し、顧客に対して支払うものです。獲得賞金分配対象額は、一定の基準（※後述「14」記載のとおり。）に従い出資返戻金と利益分配額に区分します。

クラブ法人は計算期間末に匿名組合契約にかかる決算を確定し、算出された匿名組合損益（※後述「5」記載のとおり。）から獲得賞金分配対象額の内利益分配額として支払った金額を控除した残額を期末における利益分配額として愛馬会法人に支払い、支払を受けた愛馬会法人は、当該支払額を出資割合に応じて算出し顧客に支払います。当該金額がマイナスの場合、損失額として当該金額を愛馬会に通知し、通知を受けた愛馬会法人は当該通知額を出資割合に応じて算出し顧客に通知します（両者を本書面において「期末における当期損益分配額」という。）。

また、当該出資馬の引退後に精算金がある場合には、愛馬会法人は当該精算金を出資返戻金と利益分配額とに区分した上で、出資割合に応じて算出し、顧客に対して支払うものです。

3. 商品投資受益権の販売に関する事項

(1) 入会及び出資申込の方法並びに出資金等払込の期日及び方法等

① 新規に入会する顧客の場合

募集馬に対して出資を希望する顧客については、まず、愛馬会法人へ入会して頂く必要があります（※ただし、未成年者、成年被後見人、被保佐人、破産者、競馬関与禁（停）止者、暴力団関係者は入会できません。）ので、本書を熟読の上、以下に定める所定の手続きを行って下さい。

i 出資申込の方法等

顧客は、出資を希望する募集馬の残口状況を必ず電話等で確認してから出資申込を行って頂くと共に、当該出資申込日から10日以内に、別添の『入会・出資申込書』及び『預金口座振替依頼書』に必要事項を記入し、『本人確認書類（※運転免許証等のコピー）』を添えて愛馬会法人に送付して下さい。

愛馬会法人は、顧客からの電話等による出資申込を受けた後、直ちに顧客に対して『確認書』を送付しますので、顧客は、当該『確認書』を受領してから10日以内に、当該『確認書』に記載されている合計金額を愛馬会法人指定の金融機関口座に振り込んで下さい。

愛馬会法人は、別添書類の到着及び入金確認がとれた後に、顧客に対して『会員証』及び『出資証書』を発行します。

ii 『確認書』に記載予定の項目

○入会金：10,000円（税込）

○一般会費：3,150円、地方競馬入厩予定馬のみに出資し、中央競馬入厩予定馬に出資したことがない場合は1,050円（税込。顧客が出資申込をした日の属する月（以下「申込月」という。）分。)

○出資金：一括払いの場合には全額。

分割払いの場合には申込月分。分割払回数は最大10回まで可能。

ただし、申込月から当該出資馬が2歳5月に到達する月分までの期間内に分割払いを完了することが必要です。よって、分割払いの回数を短縮しなければならない場合がありますので注意願います。※例えば、申込月が1歳12月の場合にあっては、分割払回数は最大6回となります。）

○追加出資金A（維持会費相当額）：※後述「4. (2)」参照。

○追加出資金B（競走用馬保険料相当額）：※後述「4. (3)」参照。

iii 入会後に顧客からお支払頂く出資金等及び自動引落等の方法について

以下の出資金等の自動引落については、毎月15日までに別添の『届出書類』を愛馬会法人に必着するように送付していただければ、翌月27日（金融機関が休業日の場合は翌営業日）から自動引落を開始させていただきますが、16日以降に同書類が到着した場合

には、翌々月27日（金融機関が休業日の場合は翌営業日）から自動引落を開始させて頂くこととなります。ただし初回の自動引落に限定して、当初から支払い義務が発生した月分までを遡及し、まとめて自動引落させて頂きますのでご了承ください。

○一般会費：※後述「4.(1)」参照。申込月分の翌月以降の分。

○分割払出資金：2回目以降の分割払金。

○追加出資金A（維持会費相当額）：※後述「4.(2)」参照。

○追加出資金B（競走用馬保険料相当額）：※後述「4.(3)」参照。

② 既に会員になっている顧客の場合

i 出資申込の方法等

既に会員になっている顧客については、本書を熟読の上、必ずご確認ください、お電話またはホームページでお申し込みいただくか、別添の「出資申込書」に必要事項を記入の上、愛馬会法人に送付して下さい。お申し込みいただいた月の翌月27日（金融機関が休業日の場合は翌営業日）に、当該募集馬の出資金（分割払いの場合には初回金。分割払回数は最大10回まで可能。ただし、募集馬に出資した日の属する月から当該出資馬が2歳5月に到達する月までの期間内に分割払いを完了して頂くことが必要です。よって、分割払いの回数を短縮しなければならない場合がありますので注意願います。※例えば、1歳12月に投資申込した顧客の場合にあっては、分割払回数は最大でも6回までとなります。）を、自動引落としをさせて頂きます。出資金が完納した時点で、愛馬会法人から『出資証書』を発行します。

分割払出資金の場合の自動引落については、初回の自動引落に限定して、当月から支払義務が発生した月分までを遡及し、まとめて自動引落させて頂きますのでご了承下さい。

ii 出資申込後に顧客からお支払頂く出資金等について

○出資金：一括払いの場合には全額。

分割払いの場合には申込月分。分割払回数は最大10回まで可能。

ただし、申込月から当該出資馬が2歳5月に到達する月分までの期間内に分割払いを完了することが必要です。よって、分割払いの回数を短縮しなければならない場合がありますので注意願います。※例えば、申込月が1歳12月の場合にあっては、分割払回数は最大6回となります。）

○追加出資金A（維持会費相当額）：※後述「4.(2)」参照。

○追加出資金B（競走用馬保険料相当額）：※後述「4.(3)」参照。

③ 会員資格の喪失

顧客は、出資金、一般会費、追加出資金A（維持会費相当額）及び追加出資金B（競走用馬保険料相当

額）について、愛馬会法人に対して支払わなければならない期日から2カ月以上滞納した場合並びに顧客が、本書面の「12.(4)」の記載内容に違反した場合には、顧客が所有する「会員資格」の失効を求める場合があります。

(2) 商品投資受益権の名称

各募集パンフレットをご覧ください。

(3) 販売予定総額及び口数

1頭当たりの募集予定額は、募集馬によってそれぞれ異なりますので募集馬パンフレットをご覧ください。また、募集口数は中央競馬入厩予定馬を500口、地方競馬入厩予定馬を200口で設定しております。

(4) 販売単位

愛馬会法人では、全ての募集馬について1口単位で販売しています。

(5) 出資申込期間及び取扱場所

① 申込期間

各募集馬へのお申し込みは、売出し（売出を開始する日）で、各募集馬パンフレットに明記）から翌年6月までを原則とします。ただし、愛馬会法人からクラブ法人に対して当該出資馬を現物出資した日、または、募集口数が満口になった時点で申込は終了させて頂きます。

② 申込取扱場所

お申し込みは、愛馬会法人の事務所において営業時間内（平日の午前10時より午後6時まで）に受け付けています。また、インターネットでは、愛馬会法人ホームページ上の出資フォームにて随時受け付けていますが、営業時間が過ぎている場合は翌営業日のお取り扱いとなりますので、ご注意下さい。

4. 愛馬会法人が顧客から徴収する手数料及び追加出資金の徴収方法

愛馬会法人は、以下の項目について、その支払義務の発生に応じて自動引落をする該当月の原則20日に、顧客に対して『精算書』を送付します。

(1) 一般会費（※新規に会員になれる方のみお読み下さい。）

当該経費は、愛馬会法人の運営費に充てられるもので、顧客が入会した日の属する月から支払義務が発生し、出資頭数にかかわらず毎月1名につき3,150円（税込み）（ただし地方競馬入厩予定馬のみに出資し、中央競馬入厩予定馬に出資したことのない場合は1,050円）を愛馬会法人指定の金融機関口座にお支払い頂くこととなります。

なお、翌月分からの一般会費の支払については、毎月15日までに別添の『届出書類』を愛馬会法人に必着するように送付していただければ、翌月27日（金融機関が休業日の場合は翌営業日）から自動引落を開始させて頂きませんが、16日以降に同書類が到着した場合には、翌々月27日（金融機関が休業日の場合は翌営業日）から、自動引落を開始させて頂きます。ただし、初回に限り、当月から支払義務が発生した月分までを遡及し、まとめて自動引落させて頂きますのでご了承

下さい。

(2) 追加出資金A (維持会費相当額)

当該出資金は、当該出資馬の運用において生じる費用(育成費及び厩舎預託料、各種登録料、輸送費など)に充当するためのものであって、当該出資馬が2歳1月に到達した月分から顧客の支払義務が発生し、これを1頭当たり中央競馬では月額60万円、地方競馬の場合は、20~40万円と設定し、各募集口数で除したものが1口当たりの追加出資額となります。

なお、中央競馬入厩の馬についてのみ追加出資金A(維持会費相当額)の出資方法には、毎月、1年一括先払い、4年一括先払いの3つの方法があります。3つの方法の選択は、1歳11月まで、あるいは申し込み時に決定するものとし、その後の変更は原則できないものとし、ただし4年一括払いの選択は初回のみとし、4年経過後は毎月、あるいは1年一括のいずれかを再選択するものとし、

① 新規に入会する顧客の場合のお支払い方法

i 申込月が当該出資馬1歳12月までの場合

当該出資馬の2歳2月27日(金融機関が休業日の場合は翌営業日)から自動引落を開始させていただきます。

ii 申込月が当該出資馬2歳1月以降の場合

愛馬会法人から送付された『計算書』を受理してから10日以内に、当該『計算書』に記載されている該当金額(※2歳1月分から申込月分までの額)を愛馬会法人指定の金融機関口座に振り込んで下さい。

また、その後の自動引落につきましては、毎月15日までに別添の『届出書類』を愛馬会法人に必着するように送付していただければ、翌月27日(金融機関が休業日の場合は翌営業日)から自動引落を開始させていただきますが、16日以降に同書類が到着した場合には、翌々月27日(金融機関が休業日の場合は翌営業日)から、自動引落を開始させていただきます。

② 既に会員になっている顧客の場合のお支払い方法

i 申込月が当該出資馬2歳1月までの場合

当該出資馬の2歳2月27日(金融機関が休業日の場合は翌営業日)から自動引落を開始させていただきます。

ii 申込月が当該出資馬の2歳2月以降の場合

申込月の翌月の27日(金融機関が休業日の場合は翌営業日)から自動引落を開始させていただきます。ただし、初回の自動引落に限定して、2歳1月分から申込月分までの額をまとめて自動引落させていただきますのでご了承下さい。

(3) 追加出資金B(競走用馬保険料相当額)※中央競馬入厩予定馬のみ

当該出資馬は、民間の損保会社を取り扱う競走用馬保険に、2歳1月1日より加入するものとし、保険年度は1月1日に始まり12月31日までとします。当該保険金額に相当する追加出資金に係る顧客の支払義務は当該出資馬が1歳10月に到達した月から発生します。

保険金額は、2歳馬及び3歳馬については出資額の100%、4歳馬は70%を保険金額とし、顧客は、保険料相当額を当該出資馬の出資額に応じて負担して頂くこととなりま

す。

なお地方競馬入厩予定馬は保険に加入しませんので、追加出資金Bはありません。

① 新規に入会する顧客の場合のお支払い方法

顧客は、当該出資馬の1歳11月15日までに、別添の『届出書類』を愛馬会法人に必着するように送付していただければ、12月27日(金融機関が休業日の場合は翌営業日)に顧客指定の金融機関口座から、2歳馬年間保険料を一括払いにて自動引落させていただきますが、同書類が1歳11月16日以降に到着した場合には、翌々月27日(金融機関が休業日の場合は翌営業日)に、顧客指定の金融機関口座から自動引落させていただきます。

なお、当該出資馬の3歳及び4歳の競走馬保険料の自動引落については、当該馬齢時点の12月に自動引落をさせていただきます。

② 既に会員になっている顧客の場合のお支払い方法

愛馬会法人は、顧客から送付された別添の『出資申込書』が到着した日の属する月の翌月27日(金融機関が休業日の場合は翌営業日)に、愛馬会法人に登録されている顧客指定の金融機関口座から自動引落をします。

なお、当該出資馬に係る3歳及び4歳の競走馬保険料の自動引落については、当該馬齢時点の12月に自動引落をさせていただきます。

③ その他

愛馬会法人から競走用馬の現物出資を受けたクラブ法人は、保険約款に従って当該出資馬の競走用馬保険に対応することになります。当該保険約款を要約すると以下のとおりとなりますのでご注意下さい。

当該出資馬の保険にあたっては、愛馬会法人は保険約款に従って対応することになりますが、保険加入に際しては、当該保険約款を要約すると以下のとおりとなりますのでご注意下さい。

i 年間の保険料は、出資額の3.3%程度(平成20年1月現在)となっています。

ii 当該出資馬が平地から障害に転向するときは、当該出資馬が障害試験に合格した時点で競走馬保険の対象外となるため、競走馬保険を解約するものとなります。

また、当該出資馬が障害試験に向けて行った練習行為(障害飛越行為)に起因する事故等は保険の対象外となります。

iii 当該出資馬が5歳1月1日に到達した以降は、保険の対象外となります。

iv 当該出資馬が引退又は障害に転向するため、競走用馬保険を保険期間において途中解約した時に、保険会社より支払われる解約返戻金があった場合は、当該匿名組合の損益計算において、費用の戻りとして取り扱い、匿名組合終了時に精算されます。

(4) 海外遠征出資金

当該出資馬が海外における競走に出走(以下、「海外遠征」という)するために生じた、輸送費、検疫・輸送等の帯同件費、登録料、海上保険等の経費について、顧客

は、これを出資口数に応じて負担する義務があります。この経費を賄うため、海外遠征以前に概算による費用見込み額を、またはレース後に獲得賞金と精算して不足の生じた場合の費用相当額を、愛馬会法人所定の指示に従って、顧客は追加出資します。

5. 匿名組合損益の帰属

クラブ法人は、計算期間末に匿名組合契約にかかる損益計算書を作成します。当該損益計算は、賞金等の収入から厩舎預託料、保険料、競走馬の減価償却費、進上金、営業手数料等の費用を控除して、利益あるいは損失を算出します。算出された匿名組合損益は、出資馬に対する出資口数の割合に応じ顧客に帰属します。

6. 顧客への利益分配額に対する課税方法及び税率

(1) 顧客が個人の場合

個人顧客（愛馬会法人会員）が2. で定める獲得賞金分配対象額の内利益分配額として受取った金額及び期末における当期損益分配額として受取った額は、雑所得として他の所得と合算され通常の所得税率により総合課税されます。（分配の際に源泉徴収の対象となり徴収された所定の所得税（20%）は、確定申告時に精算となります。）

また、運用期間中に生じた損失金は、次の計算期間以降に生じた利益により填補されるまで繰越します。したがって、他のファンドから生ずる利益に対する必要経費に算入することはできません。ファンド終了時に生じた損失金は雑所得（公的年金等は除く。）内での損益通算は可能ですが、他の所得とは損益通算できません。

(2) 顧客が法人の場合

法人顧客（愛馬会法人会員）が2. で定める獲得賞金分配対象額の内利益分配額として受取った金額及び期末における当期損益分配額（利益の場合）は、法人税の課税所得の計算上、益金の額に算入し、通常の法人税率により課税されます。また、期末における当期損益分配額が損失の場合、当該損失金は当該法人顧客の課税所得の計算上損金の額に算入されます。

ファンド終了時に利益分配額として受け取った金額は、益金として通常の法人税により課税されます。一方、ファンド終了時に生じた損失金については、法人税の課税所得の計算上、損金の額に算入されます。

7. 匿名組合契約（商品投資契約）期間に関する事項

当該出資馬の匿名組合契約期間は、顧客と愛馬会法人との匿名組合契約成立日から、当該出資馬の運用終了後、顧客に対して出資割合に応じて精算金等の支払いが完了した期日を以て匿名組合契約は解除するものとします。

8. 匿名組合契約（商品投資契約）の変更に関する事項

当該出資馬の匿名組合契約は、当該契約が終了するまで本書面に記載する事項の内容が適用されますが、仮に、記載事項の内容について変更しなければならない事態が生じた場合には、愛馬会法人は、原則として顧客に対して同意を得た上で変更を行います。

9. 匿名組合契約の解除に関する事項

(1) 解約の可否及びその条件

顧客は、解約をする日の属する月分までの一般会費、追加出資金A及び追加出資金Bを支払った上で、当該出資馬が運用中であっても匿名組合契約を解約することができます。

ただし、その際に顧客には、当該出資馬に対する権利を放棄していただくとともに、『出資証書』を愛馬会法人に対して返還して頂きます。

また、本匿名組合は、日本中央競馬会等及び海外の競馬に出走する競走用馬等を投資対象とする競走用馬ファンドのため、顧客から納付のあった入会金、出資金、一般会費、追加出資金A（1年一括先払い、または4年一括先払いで出資した場合の未経過月分の出資については返金いたします。）及び追加出資金Bは、返金することはできません。

(2) 解約の方法

顧客が当該出資馬の解約を行う場合には、解約をする日の属する月分までの一般会費、追加出資金A及び追加出資金Bを支払った上で、愛馬会法人に2カ月以上前に連絡の後、書面にて自署、押印の上、『出資証書』を愛馬会法人に送付し手続きを完了するものとします。

(3) 解約申込期間

顧客の当該出資馬に関する匿名組合契約の解約申込期間は、匿名組合契約成立年月日より匿名組合契約が解除される日までの期間とします。

(4) 解約によるファンドへの影響

当該出資馬に係る多数の匿名組合契約の解約又は解除があった場合でも、原則として当該出資馬の運用に影響はありません。

ただし、当該出資馬の馬体状況及び競走成績を考慮した上で運用終了する場合があります。

(5) クーリング・オフについて

競走用馬ファンドはクーリングオフ制度の適用外ですが、金融商品取引法第37条6（書面による解除）に準じ、書面（商品投資契約等の成立時の書面）を受領した日から起算して10日を経過するまでの間、書面にて愛馬会法人に通知することにより当該契約を解除することができます。

当該契約の解除は、顧客がその書面を発した時に効力を生じます。よって、愛馬会法人に納入済みの出資金等代金は全額返還致しますし、契約解除に伴う損害賠償、違約金は頂きません。ただし、顧客が納入の際に負担した振込手数料については、愛馬会法人で負担致しかねますので予めご承知おき下さい。

10. 商品投資受益権の譲渡に関する事項

顧客は、匿名組合契約上の地位または匿名組合契約上の諸権利を、第三者に譲渡することはできません。

よって、顧客は、愛馬会法人の事前の書面による承諾なくして、匿名組合契約上の地位または匿名組合契約上の諸

権利を、第三者に対し、質入、その他担保設定、名義変更、その他一切の処分はできません。

ただし、顧客が愛馬会法人への事前の通知による相続、または愛馬会法人への事前の書面による承諾を得て、遺贈、破産、その他これらに準ずる譲渡をする場合もしくは愛馬会法人に譲渡する場合を除きます。

11. 顧客から出資された財産の投資の内容及び方針に関する事項

(1) 商品投資の内容及び投資制限

顧客から出資された財産は、金融商品取引業等に関する内閣府令第7条4二記載の競走用馬投資関連業務に基づき競走用馬（競馬法第14条又は第22条において準用する第14条に基づき、中央競馬会又は地方競馬全国協会が行う登録を受け又は受けようとする競走用馬。）に限定して投資を行います。

(2) 借入れ、集中投資、他の商品ファンドへの投資及び流動性に欠ける投資対象への投資の有無

① 借入れについて

当該出資馬の運用に伴う預託料の費用は、顧客から出資される追加出資金Aで充当します。顧客から出資された追加出資金Aで賄えない超過額が発生した場合及び見込むことが困難な出来事に伴う費用については、一時的に愛馬会法人等から資金を借入れることによって補い、最終的な費用負担は当該匿名組合の損益計算を通じて、顧客に帰属します。出資馬の賞金等の発生時に行う利益分配額の計算段階で当該借入金額を算入しますので、顧客に対して負担を求めることとなります。

ただし、預託料の実績額及び見込むことが困難な出来事に伴う費用の合計額が、出資された追加出資金Aの合計額を超過していた場合には、当該超過額分を顧客に対して追加請求致しません。

② 集中投資、他の商品ファンドへの投資及び流動性に欠ける投資対象への投資の有無

クラブ法人は、日本中央競馬会等から支払われた賞金等を活用して、別のファンド等への投資は一切行いません。また、愛馬会法人においても利益分配額、出資返戻金を活用して別のファンド等への投資は一切行いません。

よって、利益分配額、出資返戻金については、顧客に対して支払うまでの間、銀行等の金融機関へ預託し、適切な資金管理を行います。

(3) 当該出資馬の繰上げ運用終了の有無

当該出資馬は、馬体状況、競走成績及びその他の事由により、運用終了日が繰上がる場合があります。

(4) 運用開始予定日について

当該出資馬の運用開始予定日は、2歳到達時（1月1日）とします。

(5) 運用終了予定日について

愛馬会法人からクラブ法人に対して現物出資された当該出資馬の場合については、馬体状況及び競走成績を考慮し、クラブ法人が当該出資馬の所有権に基づいて、日本中央競馬会又は地方競馬全国協会の競走用馬としての登録の

抹消並びに日本中央競馬会又は地方競馬全国協会に競走用馬として登録されていない当該出資馬についての登録をしないことの変更手続（本書面において「引退」又は「運用終了」という。）を行いますので、運用終了予定日は未定です。当該出資馬の引退後は愛馬会法人へ返還し、その後、愛馬会法人が第三者へ売却等を行います。

また、愛馬会法人からクラブ法人に対して現物出資がされていない当該出資馬の場合については、当該出資馬の所有権がある愛馬会法人が、馬体状況を考慮の上、クラブ法人に現物出資をしないことの変更手続（本書面において「引退」又は「運用終了」という。）を行い、その後、第三者へ売却等を行うこととなりますので、運用終了予定年月日は未定です。

ただし、当該出資馬が牝馬の場合には原則として6歳3月を期限としますが、馬体状況及び競走成績を考慮し運用終了日が繰上がる場合があります。また、それ以降も現役を続行する場合は、愛馬会法人はクラブ法人の決定を受けて、顧客に対し事前にその旨を通知します。

(6) 競走用馬ファンドの運用に係る計算期間

当該出資馬の計算期間は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終了するものとし、毎年3月31日を決算日とします。

(7) 会員から出資を受けた財産の管理口座

事業者の財産と出資財産を分別管理するため、営業者は、匿名組合運用に関わる顧客から受けた出資金を下記の口座で適切に資金管理します。

・愛馬会法人における出資財産の資金管理口座

東邦銀行 南福島支店 普通預金 653496

有限会社 シルク・ホースクラブ

代表取締役 阿部幸也

・クラブ法人における出資財産の資金管理口座

東邦銀行 保原支店 普通口座 677056

有限会社 サラブレットオーナーズクラブ・シルク

代表取締役 阿部善武

12. 商品投資販売契約等の種類並びに顧客の権利及び責任の範囲

(1) 商品投資販売契約の種類

商法（明治32年法律第48号、以降の改正を含む。）第三篇第四章第535条により規定された匿名組合の契約形態であって、顧客が匿名組合員となり営業者（本書面において「愛馬会法人」という。）に出資し、愛馬会法人が行う営業から生じる利益を匿名組合員（本書面において「顧客」という。）に分配することを約束する契約です。

(2) 顧客から出資された財産に関する顧客の監視権の内容

顧客は、匿名組合契約（商法第539条、商品投資に係る事業の規制に関する法律第20条）に基づき、事業状況及び財務内容に関する情報を閲覧することができます。この情報の閲覧に関して顧客は、愛馬会法人に対して少なくとも3営業日前に通知（又は連絡）していただいた上で、通常の営業時間中に、愛馬会法人の営業所にて行えます。

なお、閲覧のできる書類は以下のとおりです。

・計算期間の末日毎に作成した競走用馬ファンドの運用の現状についての報告書

・貸借対照表（愛馬会法人及びクラブ法人）

- ・業務の状況に関する書面（商品投資販売業者の許可及び監督に関する命令第14条の規定に基づく書面）

(3) 顧客から出資された財産の所有関係

顧客から出資された財産により取得した競走用馬（本書面において「当該出資馬」という。）の所有権は、商法第536条の規定に基づき愛馬会法人に帰属します。当該愛馬会法人は、当該出資馬の所有権により、商法第535条の規定に基づき日本中央競馬会又は地方競馬全国協会に馬主登録のあるクラブ法人に対して現物出資を行うことによって所有権がクラブ法人に移転します。これに伴いクラブ法人は、当該出資馬の飼養管理、日本中央競馬会又は地方競馬全国協会に競走用馬としての登録、当該出資馬を預託する調教師及び出走する競走（海外を含む）の選択、当該出資馬の引退手続及び引退後の第三者への処分を行うものとなります。

なお、愛馬会法人からクラブ法人に対して現物出資がされていない当該出資馬の引退後の第三者への処分については、当該出資馬の所有権がある愛馬会法人が行うものとします。

(4) 顧客の第三者に対する責任の範囲

当該出資馬の顧客は、組合員として匿名組合契約に基づき出資した資金及びそれより得られた利益の範囲内で愛馬会法人の行為に責任を負うこととなります。

また、当該出資馬に出資した顧客は、愛馬会法人の経営及び運用管理に参加することはできません。

なお、顧客は当該出資馬の出資者であるが故をもって当該出資馬について馬主行為を行ったり、当該出資馬について調教師、調教助手、騎手、厩務員等と接触すること及び日本中央競馬会等の厩舎地区に立ち入ることはできません。顧客が当該出資馬に関しての問い合わせ等は、必ず愛馬会法人を通じて行うものとします。

(5) 出資された財産が損失により減じた場合の顧客の損失分担に関する事項

競走用馬ファンドは、当該出資馬を日本中央競馬会又は地方競馬全国協会に馬主登録のあるクラブ法人により競馬に出走することにより賞金等を取得させ、当該賞金等から諸経費を控除した額（獲得賞金分配対象額）をクラブ法人は愛馬会法人に支払い、支払を受けた愛馬会法人は、当該支払金額から利益分配額にかかる源泉所得税（※利益分配額の20%）を控除して、当該控除後の額を出資割合に応じて算出し、顧客に対して支払うというファンドスキームです。獲得賞金分配対象額に含まれる出資返戻金が、当該出資馬に出資した元本を下回る場合もあり、この場合、顧客が出資した元本の全額は戻りません。

また、競走用馬によっては、馬体状況等により、競馬に出走することなく引退してしまうこともあるため、収益が保証されているものでもありません。

なお、当該出資馬に関する顧客の損失負担は2歳の到達時期（1月1日）より発生します。従って、2歳の到達前に当該出資馬が死亡もしくは競走能力を喪失した事態を含めて、何らかのやむを得ない事由により匿名組合契約を解除することになった場合には、当該出資馬の出資金及び追加出資金Bは、顧客に対して全額返金されます。

(6) 顧客から出資された財産に関する収益及び出資馬の売

却に伴う代金の受領権

以下に定める受領権は、当該出資馬の出資金を一括納入された顧客または分割払いを完納した顧客が所有します。

① 賞金等の受領権

顧客が所有する賞金等に係る受領権は、クラブ法人が馬主として当該出資馬を競馬に出走させて得た本賞、距離割増賞、内国産馬所有奨励賞、父内国産馬奨励賞、市場取引馬奨励賞、付加賞、出走奨励金および特別出走手当等の合計額（本書面において「賞金」という。）に、競走取り止め交付金、および事故見舞金（※後述「③ i」参照。）を加えた額（本書面において「賞金等」という。）から、進上金、消費税及びクラブ法人営業手数料の各項目の合計額（本書面において「諸経費」という。）及び愛馬会法人が顧客に利益の分配を行う際の源泉所得税を控除した金額（本書面において「支払金」という。）にあります。なお、日本中央競馬会等からの賞金交付時に係る源泉所得税、並びにクラブ法人が愛馬会法人に分配する際に係る匿名組合の利益分配に対する源泉所得税については、それぞれクラブ法人、愛馬会法人が立て替え金として、愛馬会法人、並びに顧客に支払います。

② その他の受領権

顧客が所有する前記①以外の受領権は、当該出資馬の引退時において、事故見舞金（※後述「③ i」参照。）、売却代金（※後述「③ ii」参照。）、及び保険金（保険事故により支給された額または解約返戻金）の各項目の合計額を合算した額（本書面において「精算金」という。）にあります。

③ 注意事項

i 事故見舞金（地方競馬において支給される同様のものを含む。）について

事故で一定期間出走できない場合又は日本中央競馬会又は地方競馬全国協会の競走用馬としての登録を抹消する場合に交付を受けるものです。

また、当該出資馬が本書面「23. 当該出資馬の引退後の再登録について」に該当する場合には、当該出資馬の引退に伴い交付を受ける予定の事故見舞金が、分割（初回の引退精算時及び再登録後の引退精算時）して交付を受けることになる場合があります。よって、当該出資馬が日本中央競馬会又は地方競馬全国協会に競走用馬として再登録して、その後再び登録を抹消した際に支払を受ける予定の残額分については、原則として従前の匿名組合契約の顧客にその受領権があります。

ただし、当該顧客の再出資の状況如何によっては、当該顧客の受領権が消滅する場合がありますのでご注意ください。

ii 当該出資馬の売却代金の算出

・牡馬については、第三者へ売却ができた場合にはその売却代金となります。

また、種牡馬となる場合には、その売却代金の60%相当額を顧客に対して分配します。なお、第三者へ無償譲渡する場合は、顧客に対して別途お知らせします。

- ・牝馬については、当該出資馬の生産者が繁殖牝馬として募集総額の10%にて買い戻し、消費税相当額を控除して分配いたします。

13. 競走用馬ファンド(当該出資馬)から支払われる管理報酬及び手数料について

クラブ法人は、当該出資馬が競馬に出走して得た賞金等から、以下の項目のうち①及び②に掲げる額(管理報酬及び手数料)を日本中央競馬会等により控除されて支払を受けます。

また、クラブ法人は、日本中央競馬会等から支払われた金額に②の相当額を立て替え金として加えた上、以下の項目のうち③、④および⑤に掲げる額を控除して、当該控除後の額(獲得賞金分配対象額)を愛馬会法人に支払います。支払を受けた愛馬会法人は、当該支払金額に⑥の相当額を立て替え金として加えた上、以下の項目のうち⑥に掲げる額を控除して顧客の出資割合に応じて支払います。

① 進上金

当該項目は、当該出資馬を管理する調教師、厩務員及び当該出資馬に騎乗した騎手に対して支払われるものであって、平地競走の場合は、賞金(ただし、付加賞を除いた額)の20%に、付加賞の10%を加算した額が支払われます。

また、障害競走の場合は、賞金(ただし、付加賞を除いた額)の22%に、付加賞の12%を加算した額が支払われます。

② 日本中央競馬会等からの賞金交付時に係る源泉徴収所得税

当該項目は、当該出資馬が1回の出走につき得た賞金額が75万円を超えた場合には所得税が課税されることとなり、日本中央競馬会等が賞金等から源泉徴収所得税として控除します。

なお、源泉徴収所得税の計算方法は以下のとおりです。

$$\begin{aligned} &\text{○源泉徴収所得税の計算式} \\ &(\text{賞金} - (\text{賞金} \times 0.2 + 60\text{万円})) \times 0.1 \end{aligned}$$

③ 消費税

当該項目は、当該出資馬が1回の出走につき得た賞金から、以下の計算方法により控除されます。

$$\begin{aligned} &\text{○消費税の計算式} \\ &(\text{賞金} - \text{源泉徴収所得税} - \text{進上金} \\ &\quad - \text{クラブ法人営業手数料}) \times 5/105 \\ &\text{※1円未満は切り捨て。} \end{aligned}$$

④ クラブ法人営業手数料

当該項目は、日本中央競馬会等から支払われた賞金(ただし、特別出走手当は除く。)の5%の額を、クラブ法人営業手数料として賞金から控除します。

⑤ クラブ法人が愛馬会報人に分配する際に係る匿名組合の利益分配に対する源泉所得稅

当該項目は、クラブ法人が利益分配額を支払う場合には所得税が課税されることとなり、クラブ法人が利益分配額から源泉徴収所得税として控除します。

なお、源泉徴収所得税の計算方法は以下のとおりです。

$$\begin{aligned} &\text{○源泉徴収所得税の計算式} \\ &\text{クラブ法人が愛馬会法人に支払う利益分配額} \\ &\times 0.2 \end{aligned}$$

⑥ 愛馬会法人が匿名組合契約に基づく利益分配時に係る源泉徴収所得税

当該項目は、愛馬会法人が利益分配額を支払う場合には所得税が課税されることとなり、愛馬会法人が利益分配額から源泉徴収所得税として控除します。

なお、源泉徴収所得税の計算方法は以下のとおりです。

$$\begin{aligned} &\text{○源泉徴収所得税の計算式} \\ &\text{愛馬会法人が顧客に支払う利益分配額} \times 0.2 \end{aligned}$$

14. 獲得賞金分配対象額の出資返戻金と匿名組合契約に基づく利益分配額への区分方法

獲得賞金分配対象額(※前述「13」記載のとおり。)の内、①の金額から②の金額を控除した金額を限度として出資返戻金とする。

- ① 賞金獲得時における出資金及び追加出資金A、追加出資金B並びに海外遠征出資金の累積出資金額(過去に出資返戻金があった場合は当該金額控除後の金額)
- ② 競走馬の賞金分配月の前月末簿価
なお、上記金額の計算方法は以下の通りです。

$$\begin{aligned} &\text{○競走馬の賞金分配月の前月末簿価の算出方法} \\ &\cdot \text{取得価額の算出} \\ &\quad \text{取得価額} = \text{競走馬の募集価額} - \\ &\quad \quad \quad \text{競走馬の募集価額} \times 5/105 \\ &\cdot \text{減価償却累計額の算出} \\ &\quad \text{取得価額} \div 48 \times 2\text{歳}4\text{月}1\text{日から賞金配分} \\ &\quad \quad \quad \text{月の前月までの月数} \\ &\cdot \text{前月末簿価の算出} \\ &\quad \text{取得価額} - \text{減価償却累計額} \\ &\text{※1円未満は切り捨て。} \end{aligned}$$

獲得賞金分配対象額の内、出資返戻金以外の金額は匿名組合契約に基づく利益分配額とする。

15. 競走用馬ファンド(当該出資馬)の支払金に関する事項

(1) 支払金について(※前述「12.(6)①」に記載のとおり。)

愛馬会法人は、支払金がある場合には、当該支払金を出資割合に応じて算出し、当該算出額の受領権を有する顧客毎に、利益分配額(※前述「14」記載のとおり。)にかかる源泉徴収額、一般会費、その他匿名組合契約の募集馬に関する出資金(分割払い分)および匿名組合契約毎(本件以外のその他の契約を含む)に生ずる費用(追加出資金A、追加出資金B並びに海外遠征出資金)を控除して余剰金があれば支払います。

なお、支払時期にあたっては、原則として、当該出資馬が日本中央競馬会等の競馬に出走した日の属する月の翌月27日(金融機関休業日の場合は前営業日)に顧客指定の金

融機関口座へ振り込むと共に、原則として同月20日に顧客に対して『支払通知書』を送付します。

(2) 適用除外

① 支払金の繰延

愛馬会法人は、顧客への1回あたりの振込金額が1千円に満たない場合には預り金とし、上記(1)は適用除外となります。預り金額の累計額が1千円以上になった時に、顧客指定の金融機関口座へ振り込みます。

16. 運用終了時(引退時)の支払について

(1) 精算金額の計算方法

愛馬会法人は、当該出資馬の引退時に、当該出資馬に係る精算金がある場合には、当該精算金額を出資返戻金と利益分配額に区分し、出資割合に応じて算出し、当該算出額から利益分配額に対する源泉徴収所得税(20%)及び一般会費、その他匿名組合契約の募集馬に関する出資金(分割払い分)および匿名組合契約毎(本件以外のその他の契約を含む)に生ずる費用(追加出資金A、追加出資金B並びに海外遠征出資金)を控除して余剰金があれば支払います。

(2) 支払方法及び支払時期

愛馬会法人は、当該精算金額を原則として、当該出資馬の運用を終了することとなった日の属する月から2カ月以内を目途に、出資割合に応じて顧客指定の金融機関口座へ振り込みます。

なお、顧客に対して事前に『精算書』を送付します。

17. 顧客への運用状況の報告の方法、頻度及び時期

愛馬会法人は、金融商品取引法第42条七の定めに従って、当該出資馬に関わる精算書(追加出資金A、追加出資金B並びに海外遠征出資金の請求明細書並びに運用状況を記載した支払い等明細書)を、運用報告書として毎月20日に顧客に対し書面で送付します。

18. 競走用馬ファンド(当該出資馬)に係る資産評価に関する事項

前記「17. 顧客への運用状況の報告の方法、頻度及び時期」を参照して下さい。

19. 計算期間に係る競走用馬ファンド(当該出資馬)の貸借対照表及び損益計算書の書類に関する公認会計士又は監査法人の監査を受ける予定の有無

当該出資馬に関する貸借対照表及び損益計算書の書類について公認会計士又は監査法人の監査を受ける予定はありません。

20. 当該商品投資契約に関わる紛議について

① 金商法第37条の7第2項第2号に規定の金融ADR制度(訴訟に代わる、調停・仲裁等投事者合意による紛議解決方法)に基づく指定第二種紛争解決機関の名称及び住所

・特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター

東京都中央区日本橋茅場町2-1-13

第三証券会館

② 当該商品投資契約に関わる訴訟について管轄権を有する裁判所の名称及び住所

・東京地方裁判所

〒100-8920 東京都千代田区霞が関1-1-4

21. 商品投資契約に係る法令等の概要

匿名組合契約は、商法535条から同法542条に規定されている匿名組合契約であって、匿名組合員となる出資者が営業者の営業のために出資し、その営業から生じる利益の分配を受ける契約です。匿名組合においては全ての営業が営業者の名前で行われるため、その営業のため取得された資産は全て営業者の所有に帰し、匿名組合員となる出資者は第三者に対して権利義務が生じませんが、自己の出資金及びそれより得られた利益を限度に責任を負担します。

また、顧客に対し交付する書面、不当な勧誘等の禁止等の行為については、金融商品取引法の規定に基づいて行為規制を受けております。

なお、馬主登録、競走用馬としての登録及び抹消については、競馬法(昭和23年法律第158号)の規定に基づいて規制を受けております。

22. 顧客が愛馬会法人の営業所において法第18条に規定する書面を閲覧できる旨

顧客は、金融商品取引法第47条二により、愛馬会法人の営業所において、クラブ法人及び愛馬会法人の業務及び財産の状況を記載した書面、競走用馬ファンドの期末報告書を当該営業所の営業時間中に閲覧することができます。

23. 中央競馬入厩予定出資馬の引退後の再登録について

愛馬会法人は、未勝利及び未出走のまま引退した中央競馬入厩予定出資馬について、日本中央競馬会に競走用馬として再登録する意志がある場合には、当該出資馬を地方競馬に馬主登録のあるクラブ法人名義で地方競馬に登録を行なうために匿名組合解散後、当該出資馬を愛馬会法人が取得します。これを予定している場合には、愛馬会法人は、本書面の中で別途定める「精算金明細書」にその旨を記載して当該出資馬の顧客に事前にお知らせします。当該出資馬の匿名組合を解散後(本書面において「従前の匿名組合」という。)、愛馬会法人が従前の匿名組合の顧客に限定して再出資の募集を致します。その後、日本中央競馬会が競走用馬として再登録するための条件を、当該出資馬が地方競馬に転籍した日から1年以内にクリアした場合には、愛馬会法人が再々取得して従前の匿名組合の顧客に限定して再々出資の募集を致します。ただし、条件をクリアできない場合には、日本中継場会へ再登録する意志を取り止める旨の書面を、取り止めることを決定した日から2カ月以内に従前の匿名組合の顧客に対して通知します。

再募集馬の募集予定額は愛馬会が定める価格(30万円、あるいは補償制度により算出された金額と同金額)となります。

再々募集馬の募集予定額は、当該出資馬の引退時に顧客に対して発行した代替出資証券の表示価格、あるいは愛馬会が定める価格(30万円)を以て設定します。

また、再募集した当該出資馬に係る匿名組合の契約内容は、原則として本書面の記載内容が適用される予定ですが、適用除外するものとしては以下のとおりです。

- ・再募集馬及び再々募集馬に係る補償制度
- ・当該再々募集馬の再引退後における日本中央競馬会への再々登録行為

24. 地方競馬入厩予定出資馬の転籍について

当該出資馬は、その運用方針により地方競馬場間での転籍を行なう場合があります、その際、追加出資金 A が変動いたします。

ただし、「23」に基づき地方に在籍している馬を除き、原則中央競馬への転籍は予定していません。

25. 個人情報の取扱い及び利用目的の特定について

愛馬会法人は、顧客と匿名組合契約をするにあたって取得した個人情報については、取り扱う個人情報に関する情報の漏えい、滅失又はき損の防止等を図るため、個人情報に関する情報の安全管理、従業者の監督及び当該情報の取扱いを委託する場合にはその委託先の監督について十分に取り組みつつ、以下に掲げる利用目的の範囲内で取り扱いを致します。

ただし、法令に基づく場合、又は人の生命、身体又は財産の保護等のために必要である場合には、当該利用目的の範囲を超えて利用する場合がありますのでご了承下さい。

なお、利用目的を変更した場合には、変更された利用目的を書面でお知らせ致します。

- (1) パンフレット・精算書・会報等の愛馬会法人からの各種送付物の発送。
- (2) 会費・馬代金等引き落とし、および配当金の振込
- (3) 牧場見学ツアーなどのイベント、及び愛馬会法人主催の旅行サービス等開催時に、参加者の個人情報（氏名、生年月日、性別、住所・居所、電話番号、職業）を旅行代理店等へ連絡すること
- (4) イベント等の各種案内

26. 個人情報の開示、削除、修正について

愛馬会法人は、顧客から顧客本人の情報の開示請求があった場合、顧客の氏名、年齢、住所、電話番号、銀行口座、購入履歴を開示致します。

なお、郵送での請求をご希望される方には、転送不要郵便物にてお送りします。また、その際実費手数料をお受けいたします。

また顧客から顧客本人の情報の削除および修正の申し出があった場合、本人確認を行ったうえで2週間以内に情報を削除または修正いたします。

注意事項

・競走用馬ファンドは、当該出資馬を日本中央競馬会又は地方競馬全国協会に馬主登録のあるクラブ法人により競馬に出走させることにより賞金等を取得させ、当該賞金等から諸経費を控除した額をクラブ法人は愛馬会法人に支払い、支払いを受けた愛馬会法人は当該支払金額を出資割合に応じて算出し、当該算出額を顧客に対して分配するというファンドスキームのため、顧客が当該出資馬に出資した元本額は戻ってきません。

また、競走用馬によっては競馬に出走することなく運用終了（引退）してしまうこともあるため、配当金による元本の収益が保証されているものでもありません。

・本書面は、「商品投資に係る事業の規制に関する法律」第16条の規定により商品投資販売契約の締結等をしようとする顧客に契約が成立するまでの間に交付するために作成されたものです。

また、本書面は、金融商品取引法第37条3の規定により、商品投資販売契約等が成立したときに、顧客に対し、遅延なく、本書面を交付しなければならないこととされております。本書面を熟読し、競走用馬ファンドの特徴とリスクをよくご理解の上、投資をご検討下さい。

・金融商品取引法第37条6に準じて、競走用馬ファンドに係る匿名組合契約を締結した顧客は、本書面を受領した日から起算して10日を経過するまでの間、書面にて愛馬会法人に通知することにより、当該契約を解除することができます。当該契約の解除は、顧客がその書面を発した時に生じます。この場合、当該契約解除に伴う損害賠償、違約金はいただきません。

なお、顧客が入会金、出資金及び会費をお支払済みの場合、全額を速やかにお返しいたします。ただし、顧客が納入の際に負担した振込手数料については、愛馬会法人で負担致しかねますので予めご承知おき下さい。

・金融商品取引法第47条3の規定により、顧客は、愛馬会法人の営業所において、クラブ法人及び愛馬会法人の業務及び財産の状況を記載した書面、競走用馬ファンドの期末報告書を当該営業所の営業時間中に閲覧することができます。